

介護保険サービスの利用について

被爆者健康手帳をお持ちの方が、次のサービスを利用した場合、利用時の自己負担なしにサービスが利用できます（現物給付）。ただし、訪問介護・介護予防訪問介護については、被爆者の方の生計中心者が所得税非課税の場合に限り、自己負担なしにサービスが利用できます。また、食費、居住費、おむつ代などの介護保険対象外の経費は対象となりません。

老人福祉法の養護老人ホーム・特別養護老人ホームの措置入所負担に対する助成もあります。本人から、申請書に領収証を添えて県へ申請していただくようになります（償還払い）。

助成の種類		助成額	助成方法について（原則：現物給付）
医療系サービス	訪問看護 介護予防訪問看護	自己負担（1～3割）を助成	◎被爆者健康手帳と介護保険被保険者証を確認してください。 ◎公費負担番号 19376011 ◎介護給付費請求先 香川県国民健康保険団体連合会 ◎請求可能事業者 被爆者一般疾病医療機関の指定を受けていることが必要です。 ※指定を受けていない場合は、現物給付はできません。 本人が負担した利用料は、本人から県に請求いただき、内容を審査した後に県から本人に支払います。（償還払い） ※医療系サービスは、原爆医療費（一般疾病）と同様に取り扱われます。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション		
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション		
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設 介護医療院		
福祉系サービス	訪問介護 介護予防訪問介護 第1号訪問事業<サービス種類コード A1 及び A2 に限る。>	低所得者のみ(注1) 自己負担（1～3割）を助成	◎被爆者健康手帳、介護保険被保険者証を確認してください。 (注1) 訪問介護、介護予防訪問介護については、低所得者であることを証する書類も 確認してください。 ↓ ○ 訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証（県発行） →【詳細は裏面へ】 ◎公費負担番号 81376011 被爆者健康手帳に記載の19376011を読み替えてください。 ◎介護給付費請求先 香川県国民健康保険団体連合会 ◎請求可能事業者 香川県から介護保険法に基づく指定を受けていることが必要です。 ※福祉系サービスは、介護保険等利用被爆者助成事業です。
	通所介護 地域密着型通所介護 介護予防通所介護 第1号通所事業<サービス種類コード A5 及び A6 に限る。>	自己負担（1～3割）を助成	
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護		
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護		
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護		
	定期巡回・臨時対応型 訪問介護看護		
	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)		
	介護老人福祉施設入所		
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 <R3.4.1以降利用分に適用>		

【 訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証の手続きについて 】

訪問介護については、被爆者の属する世帯の生計中心者が所得税非課税（生活保護受給世帯を含みます。また、19歳未満の扶養親族がいる方は、平成22年度税制改正における年少扶養控除等の廃止前の税額で認定します。）の場合のみ、対象となります。

訪問介護の助成を受けるためには、香川県が認定する「訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証」が必要となります。

認定されれば申請日のあった日の属する月の初日から適用になります。

< 提出書類 >

- ① 訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定申請書
- ② 介護保険の要介護認定等通知書の写し
- ③ 住民票（世帯全員の記載があるもの）及び健康保険証の写し
- ④ 源泉徴収票の写し又は確定申告（本人控え等）
上記がない方は、市町民税・県民税所得課税証明書
- ⑤ 生活保護世帯の場合は生活保護受給証明書

< 問い合わせ先 >

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県健康福祉総務課 被爆者援護担当
電話 087-832-3260（直通）